

平成27年度 ガイドライン検討部会実施報告

平成28年6月17日

1

部会の趣旨

- 国の事務処理要領では、「市町村は、...介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、...支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準（ガイドライン）を定めておくことが適当」と規定している。
- 尼崎市においては、増大する障害福祉サービスや地域生活支援事業に係る給付費の適正化、利用者への適切なサービス提供の確保、持続可能な制度構築等の実現に向けた取組が求められている。
- ガイドラインの作成に向けた検討については、当事者や事業者等からの意見聴取を行う必要があることから、自立支援協議会にガイドライン検討部会を設置し、検討を行うこととした。

2

部会の開催状況及び主な協議内容

- ・ **自立支援協議会全体会（平成27年5月29日）**
平成26年度ガイドライン検討部会実施報告
- ・ **第1回（平成27年6月19日）**
平成26年度部会活動の振り返り、平成27年度部会の運営に関する意見交換
- ・ **第2回（平成27年7月10日）、第3回（平成27年8月21日）**
地域生活支援事業の実施状況に関する意見交換、移動支援事業の考え方に関する意見交換
- ・ **第4回（平成27年9月11日）**
尼崎市の財政状況等について説明（企画財政局行財政推進課）
- ・ **第5回（平成27年10月8日）**
尼崎市の財政状況等に関する意見交換、移動支援事業利用者の具体事例に関する意見交換、（移動支援事業の考え方に関する意見交換）

3

部会の開催状況及び主な協議内容

- ・ **第6回（平成27年11月12日）**
移動支援事業の考え方に関する意見交換、地域生活支援事業の利用状況等（本市の状況）に関する意見交換
- ・ **第7回（平成27年12月10日）**
地域生活支援事業の利用状況等（他都市との比較）に関する意見交換、移動支援事業にかかる協議項目に関する意見交換
- ・ **第8回（平成28年1月14日）、第9回（平成28年2月23日）**
移動支援事業にかかる協議項目に関する意見交換
- ・ **第10回（平成28年3月29日）**
移動支援事業にかかる協議項目に関する意見交換、平成27年度ガイドライン検討部会実施報告について

4

尼崎市の財政状況

- 平成34年度までの収支は、毎年29～69億円の赤字が続く見通し。
- 赤字の原因
 - 世界的な経済不況による税収の減
 - 高齢化の進行なども相まった扶助費の増
 - 過去の大規模投資に際して行った借金の返済
- 行財政改革の方向性（平成25年～平成34年）
 - 歳入に見合った歳出規模の実現
 - 都市の体質転換
 - 財源の涵養(かんよう：水が自然にしみこむように、少しずつ養い育てること)

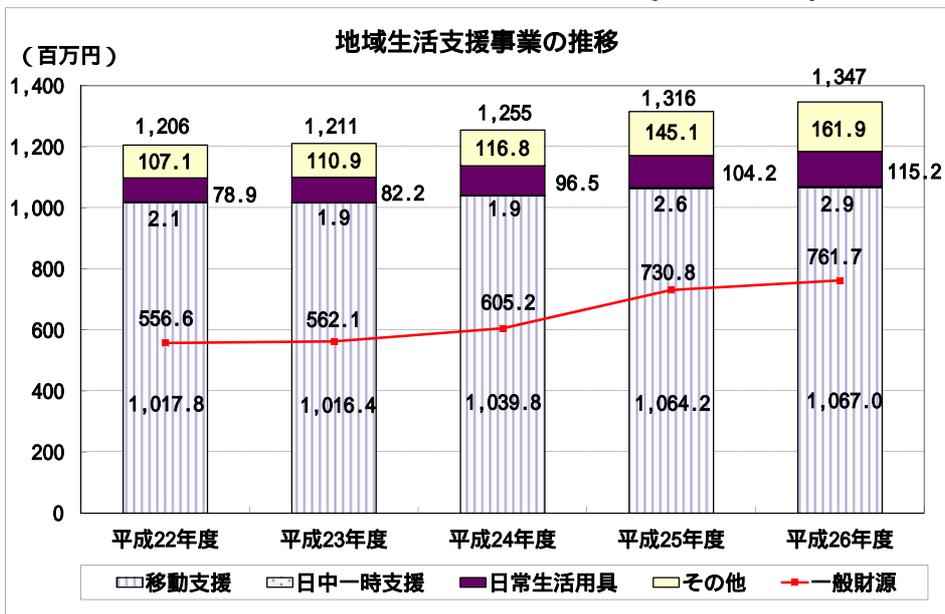
出典：あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクトの概要（平成27年4月）

5

移動支援事業について

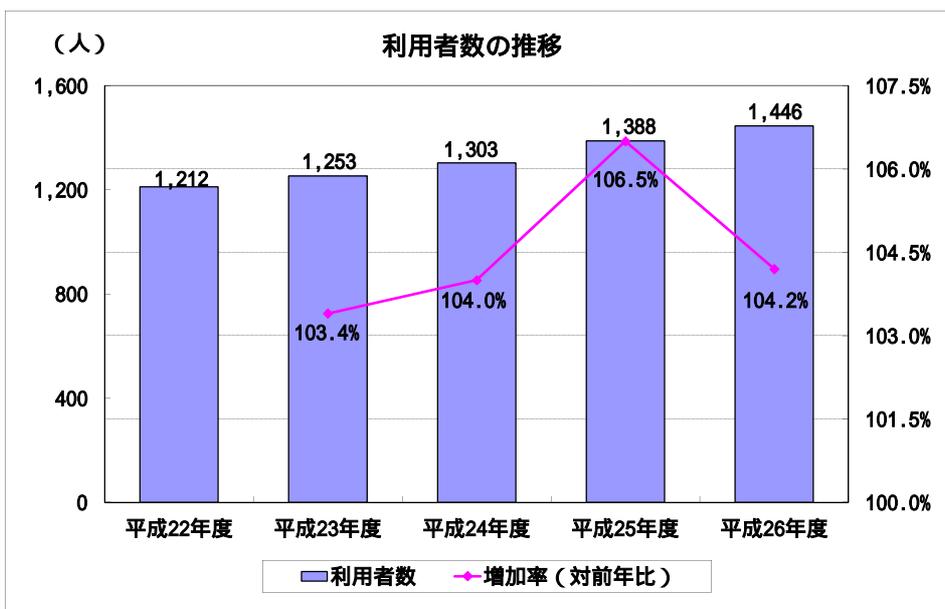
6

地域生活支援事業費の状況（尼崎市）



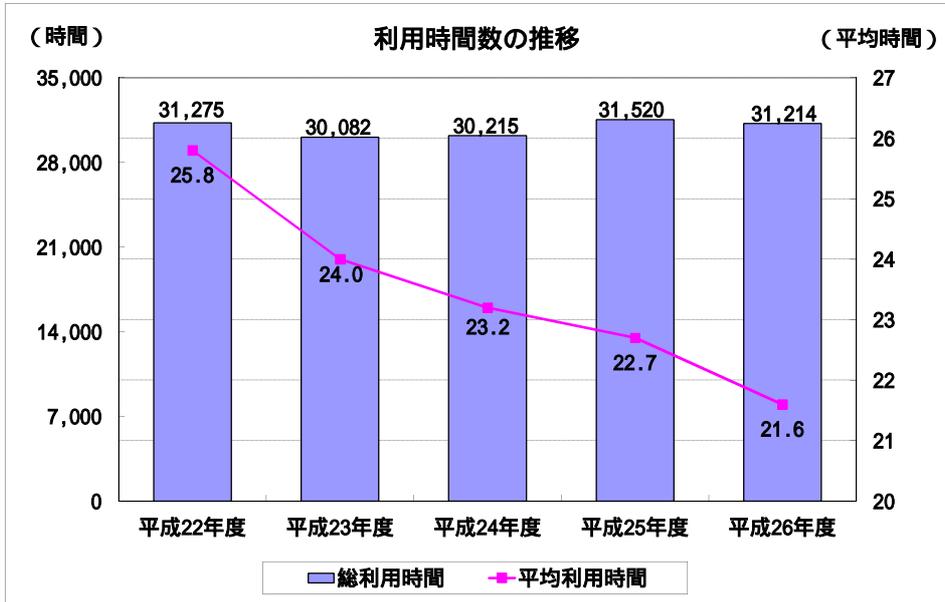
7

移動支援事業の状況（尼崎市）



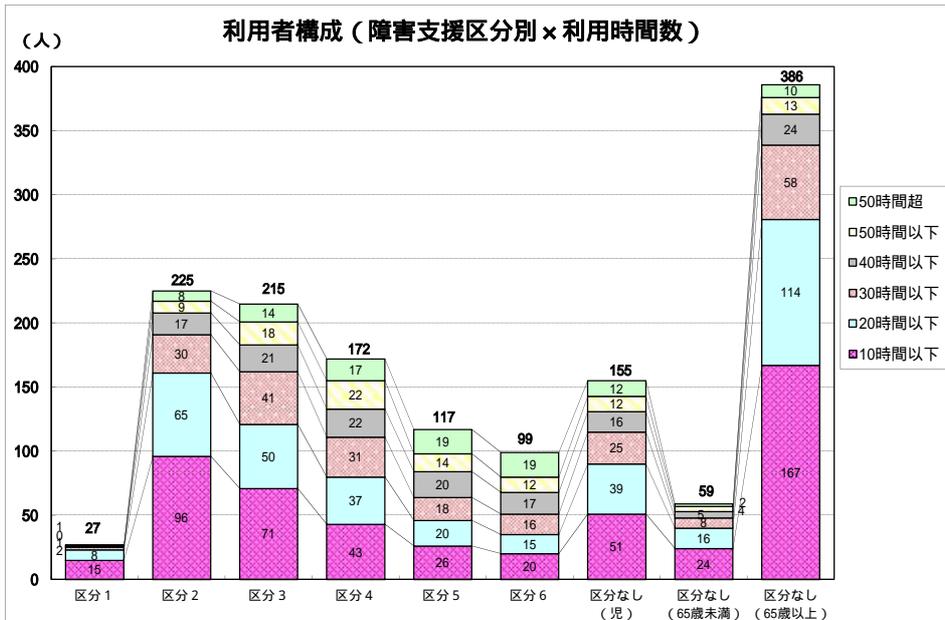
8

移動支援事業の状況（尼崎市）



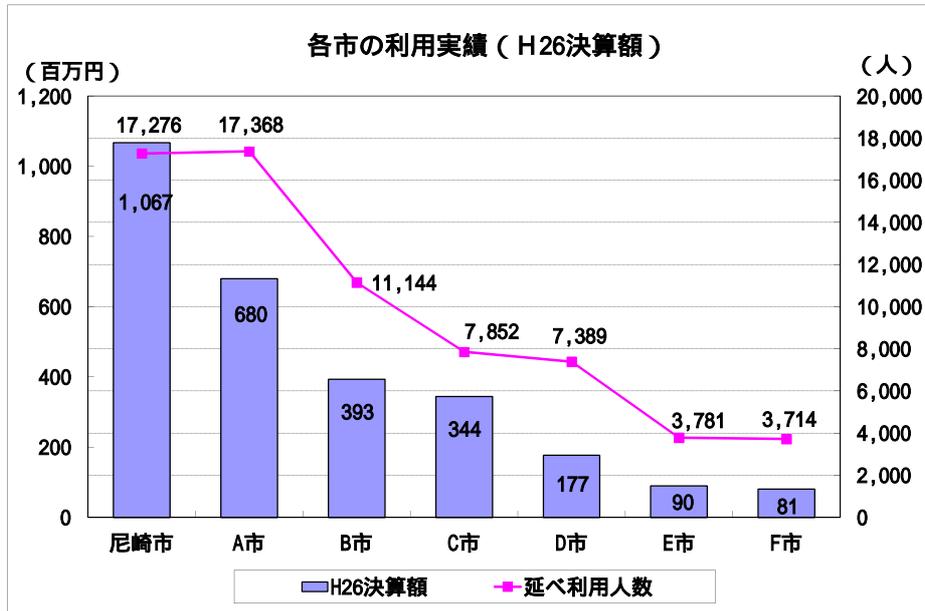
9

移動支援事業の状況（尼崎市）



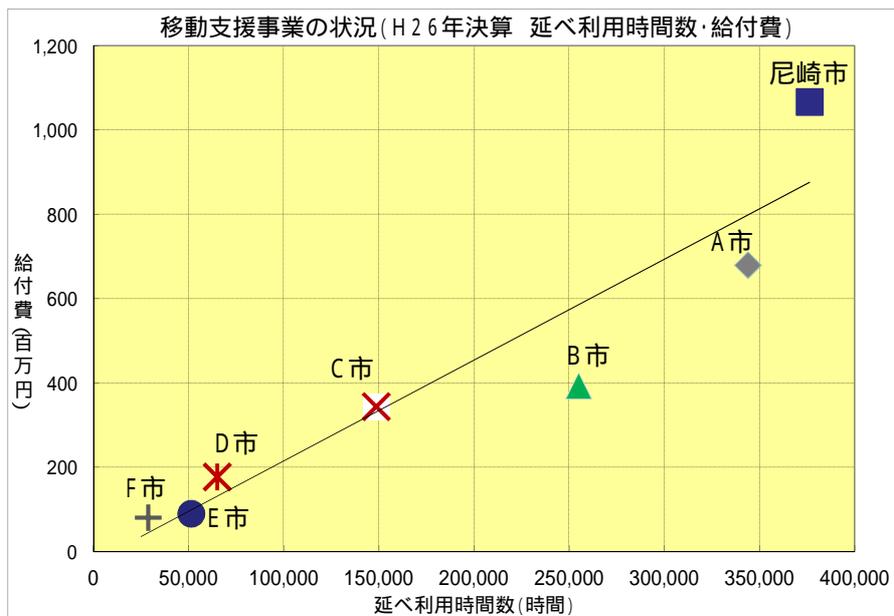
10

移動支援事業の状況（他都市調査結果）



11

移動支援事業の状況（尼崎市）



12

移動支援事業の状況（他都市調査結果）

	給付費 (26 決算額)	延べ 利用時間数	延べ 利用人数	平均 利用時間	設定単価(1時間あたり)	
					伴う	伴わない
尼崎市	1,066,991,231 円	376,274 時間	17,276 人	21.8 時間	4,239 円	1,590 円
A 市	679,676,100 円	343,849 時間	17,368 人	19.8 時間	2,000 円	
B 市	393,054,000 円	254,924 時間	11,144 人	22.9 時間	1,600 円	
C 市	344,228,667 円	148,556 時間	7,852 人	18.9 時間	4,239 円	1,590 円
D 市	177,193,240 円	64,976 時間	7,389 人	8.8 時間	1,680 円 (別途、開始時加算 1,410 円を算定)	
E 市	90,001,343 円	51,377 時間	3,781 人	13.6 時間	2,249 円 (221 単位)	
F 市	80,565,038 円	28,724 時間	3,714 人	7.7 時間	4,072 円	1,527 円

13

移動支援事業における課題点と 部会委員の主な意見

- ・ 移動支援事業の見直しに当たっては、今までの尼崎市の移動支援の良いところや他市と比較して誇れるところはしっかりと残してほしい。
- ・ 移動支援事業の見直しに当たっては、これまでできていたことが狭められると、危機感や反発は大きい。
- ・ 尼崎市独自の取り組みを行い、それを他市に広げていけるよう、よりよいサービスを検討していきたい。

14

移動支援事業における課題点と 部会委員の主な意見

- ・ 移動支援の利用を障害福祉サービスに移行することができれば、間違いなく市の負担が減ることになる。移動支援の議論とは混同しないように十分注意しつつ議論していきたい。
- ・ 障害者が高齢になると、移動支援の利用は難しくなり、外出の機会が減るが、自宅以外での生活も大切に感じるため、日中一時支援を充実させてほしい。

15

移動支援事業支給決定基準 の方向性（部会案）

- ・ 利用者については、他市と異なり幅広く対象としてきた現運用で引き続き実施する。
- ・ 支給時間については、他市と異なり上限を設けず決定してきた現運用で引き続き実施する。
- ・ 報酬単価については、専門性が担保された障害福祉サービスとの整合を図るため、従前の行動援護の「従事者の要件が基準に満たない場合」の単価を参考に設定する。

16

今後の検討事項について

17

今後の検討事項

- ・ 移動支援事業の支給決定基準案の作成
- ・ 障害福祉サービス等支給決定基準の検証

18